

第二期

希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

概 要

三重県

全ての子どもが豊かに育つことのできる三重へ

平成27（2015）年3月に「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定し、5年が経過しました。この間、市町をはじめ、企業や団体などさまざまな方々とともに、県民の皆さんの「出逢いたい」、「産みたい」、「育てたい」の希望がかない、子どもの笑顔や子育ての喜びあふれる地域社会づくりに向けて取り組んできました。同プランで「重点的な取組」とした多くの取組において進展があったほか、総合目標である合計特殊出生率は、平成25（2013）年の1.49から平成30（2018）年は1.54に上昇するなど、一定の成果もあらわれてきています。

一方、もう一つの総合目標である「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っている」と感じる県民の割合は、平成25（2013）年度の56.0%から平成30（2018）年度は51.5%に減少しました。また、合計特殊出生率についても、県民の皆さんの結婚や出産の希望がかなった場合の水準である1.8台とは乖離があり、取組は道半ばです。引き続き、さまざまな主体と協創した取組をさらに進め、皆さんの結婚や子育てなどの希望がかない、子どもが豊かに育つことのできる三重をめざして、今回、第二期子どもスマイルプランを策定しました。

子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化し、以前にも増して課題が複雑化・複合化する中、めざす社会を実現するためには、子育て世代だけでなく、あらゆる世代の人びとが子ども・子育てに積極的に関わっていただくことが大切です。

このため、第二期プランの策定にあたっては、人と人との結びつき、つながりである「縁」を大切にし、子どもや子育て家庭を支援するうえで、「縁を育む、縁で支える」こと、そのことでこれまでの「協創」の取組をより一層実りあるものにしていくことを基本的な考え方としました。このことは、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」でめざす、三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会につながり、自らSOSを発することができず、「孤立」や「孤独」を感じている人への支援にもつながっていくと考えています。

全ての子どもの権利が尊重され、子どもが豊かに育つことのできる地域社会の実現をめざして制定した「三重県子ども条例」が、令和3（2021）年に施行から10年を迎えます。

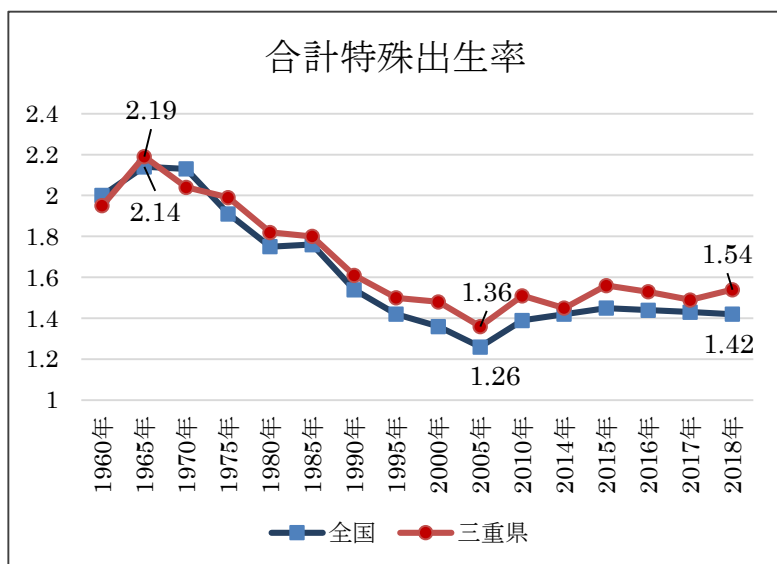
県民の皆さん、子どもたちが地域の温かい見守りの中で、さまざまなことに挑戦し、次代を担う人材に育っていく、そうした地域社会づくりに向けて、力を合わせて取組を進めていきましょう。

令和2（2020）年3月 **三重県知事 鈴木英敬**

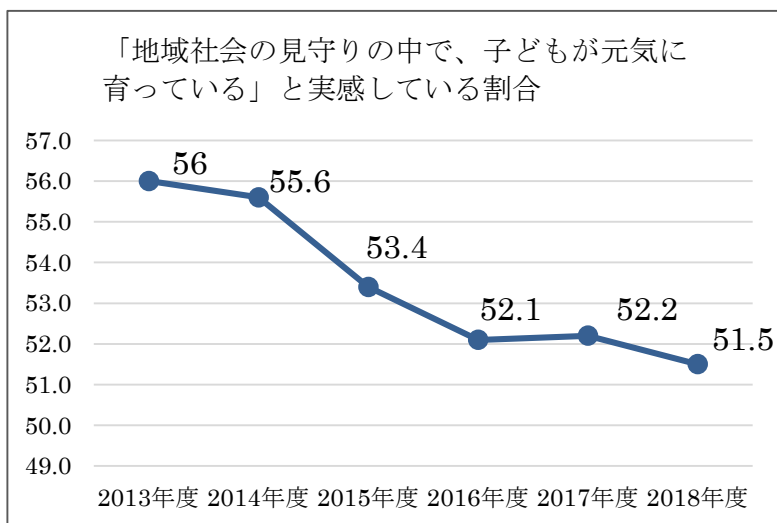
計画策定の趣旨

少子高齢化が進展するなか、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重をめざすため、平成27（2015）年3月に「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（第一期プラン、計画期間：平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）を策定しました。

第二期「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」は、第一期プランの取組の成果と今後の課題を検証するとともに、子どもを取り巻く環境や社会経済情勢を見極めつつ、さまざまな主体との協創のもと、結婚や妊娠、子育てなどに関する県民の希望の実現をめざすための取組を示した中期計画です。



資料：厚生労働省「人口動態統計」



資料：三重県「みえ県民意識調査」

実感している割合は「感じる」または「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合の合計

第一期スマイルプランの2つの総合目標のうち、合計特殊出生率については、目標とする希望出生率1.8台とは依然として乖離がありますが、平成30（2018）年は1.54で、3年ぶりに上昇し、全国1位の上昇幅となりました。また、出生数の減少幅を前年より大幅に抑えることができました。

一方で、もう一つの総合目標である「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は、計画策定時から減少傾向にあります。平成30（2018）年度に実施した調査では、子どもたちについて「元気がある」と感じる県民の割合は増加傾向であるものの、「子どもの育ちを見守り、応援したい」と思う割合が減少傾向で、ふだん子どもとふれあう機会の少ない人も含め、「地域で子どもを育てる」という気運醸成を図ることが重要です。

少子化対策は成果が表れるまでに一定の期間を要することから、今後も、さまざまな主体と協創して、効果的な取組を着実に推進していく必要があります。

めざすべき社会像

結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、 全ての子どもが豊かに育つことのできる三重

結婚を希望する人が結婚したいときに結婚でき、子どもを産みたい人が産みたいときに安心して子どもを産み育てることができ、全ての子どもが、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、豊かに育つことができる環境整備が進んでいる状況をめざします。

計画推進の原則

取組を進める上での前提や約束事

(1) 子どもの最善の利益を尊重する

子どもを権利の主体として尊重するとともに、子どもの力を信頼します。

(2) 「家族」形成は当事者の判断が最優先される

結婚や妊娠、出産などについては個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、子どもを産む・産まないについては、パートナーと相談しつつ女性の判断が最優先されることに留意します。

(3) 人や企業、地域社会の意識を変える

妊娠、出産、子育てに関しては、女性だけが不安や負担感を感じることもないように、一方の当事者である男性も大きく関係する問題であり、また、企業等における働き方に関する問題であるとの認識を持ちます。

(4) 「家族」の特性に応じてきめ細かに支援する

「家族」のあり方は多様で、社会的養育を必要とする子どもや家庭への支援を含め、それぞれの「家族」を支えるきめ細かな取組を行っていきます。

(5) 子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える

子どもは「社会の宝」「私たちの未来」であり、子どもの育ち、子育て家庭を地域社会全体で支えていきます。

<取組を進めるにあたっての基本的な考え方>

～ 「縁」を育み、さらなる「協創」へ～

子どもを産み、育てやすい社会を実現するためには、行政だけではなく、住民による支え合いとも連動しつつ、さまざまな主体が「協創」の取組を広げていくことが必要です。子育て世代だけではなく、あらゆる世代の人びとが子育てに関心を持ち、社会全体で子ども・子育てを支えていくという気運の醸成が求められます。そのためには、人と人との結びつき、つながりである「縁」を育てていくことが大切です。

このことから、子どもや子育てに係る取組を進めるにあたって、課題解決のためにさまざまな主体と「協創」し、その「協創」をより進めるために、「縁を育む、縁で支える」（「孤立」「孤独」にさせない）という視点を各取組の方向性として取り入れます。

総合目標

- **県の合計特殊出生率（平成30(2018)年 1.54）を、2020年代半ばに、県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準（希望出生率）である1.8台に引き上げる**

【合計特殊出生率】

「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当

【希望出生率】

みえ県民意識調査のデータ等を元に、結婚を希望する未婚の方の理想子ども数と、既婚の方の予定子ども数などから算出した合計特殊出生率の水準

- **「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」（平成30(2018)年度 51.5%）を、令和6(2024)年度に63.5%まで引き上げる**

みえ県民力ビジョンにおいて政策分野「希望がかなう少子化対策の推進」に設定した幸福実感指標で、みえ県民意識調査により把握

県内に広がるさまざまな「協創」の形

○地域に広がる子ども食堂

子ども食堂は、子どもが集まって一緒に食事をすることを通じて、子どもの居場所を提供しているだけでなく、子どもの豊かな体験の場や親の子育てにかかる不安や悩みを共有する場、地域の高齢者等も参加することで多世代間の交流や地域のコミュニティづくりなどの場となっています。県内でも複数の子ども食堂が運営されており、子ども食堂の運営者や利用者、支援者の連携を図るため、「三重こども食堂ネットワーク」が形成されています。

子ども食堂では、運営者と利用者のほか、広報や食材の提供等をとおして支援する人も含めて「縁」を育む場となっており、この縁をきっかけにより深い支援への橋渡しのような役割も担っています。また、食材を提供する支援者によっては、食品ロスの課題解決につながっているケースもあります。

ライフステージごとの取組および環境の整備等

めざすべき社会像の実現に向けて、「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに「働き方」も含め、切れ目のない取組を進めます。また、子どもや妊産婦、子育て中の方への安全配慮や、外国人住民への適切な情報提供など、誰もが安心して子育てできるための「環境の整備等」に取り組みます。

子ども・思春期

- ライフデザインの促進
- 子どもの貧困対策
- 児童虐待の防止
- 社会的養育の推進
- 子どもの育ちを支える取組の推進
- 不登校やいじめ等への対応
- 健全育成の推進

若者／結婚

- 若者等の雇用対策
- 出逢いの支援
- 困難を有する子ども・若者への支援
- 自殺対策

妊娠・出産

- 不妊に悩む家族への支援
- 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
- 周産期医療体制の充実

子育て

- 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援
- 男性の育児参画の推進
- 小児医療の充実
- 医療的ケアが必要な子どもへの支援
- ひとり親家庭等の自立促進
- 障がい児施策の充実

働き方

- 子育て期女性の就労に関する支援
- 長時間労働の抑制などワーク・ライフ・バランスの推進
- ハラスメントのない職場づくり

環境の整備等

- 安全・安心のまちづくり等環境整備
- 外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくり

1 子どもの貧困対策

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）に基づき、生まれ育った環境にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境をめざします。

目標項目	現状値	令和6年度
子どもの貧困対策計画を策定している市町数	2市 (平成30年度)	29市町

(主な取組内容)

- 教育の支援
- 生活の支援
- 保護者に対する就労の支援
- 経済的支援
- 身近な地域での支援体制の整備

2 児童虐待の防止

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られている状況をめざします。

目標項目	現状値	令和6年度
児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数	15市町 (平成30年度)	29市町

(主な取組内容)

- 児童相談所の対応力強化
- 児童相談所の体制強化
- 市町の児童相談体制の強化
- 子どもの権利擁護

3 社会的養育の推進

全ての子どもが家庭、あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援、里親委託、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいる状況をめざします。

目標項目	現状値	令和6年度
児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数（累計）	8事業 (平成30年度)	18事業

(主な取組内容)

- 里親等委託の推進
- 施設環境の充実
- 要保護児童等の自立支援の推進

児童養護施設・乳児院が行う、児童家庭支援センター、一時保護専用施設、フォスターリング機関等の事業数

4 若者等の雇用対策

県内で働きたいという意欲のある若者等が、その能力を発揮しながら、いきいきと働き続けることができるとともに、安定した就労により経済基盤を確立することで、安心して次世代を育てることのできる環境をめざします。

目標項目	現状値	令和6年度
県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合	44.8% (平成30年度)	51.0%

(主な取組内容)

- 不本意非正規雇用者への就労支援
- 県内企業への就職の促進
- 就職氷河期世代の就労支援
- 南部地域の市町への支援
- 農林水産業への就業支援

5 不妊に悩む家族への支援

不妊に悩む夫婦が相談したり治療費助成を受けたりすることで、心理的・経済的な負担が軽減されるとともに、職場において仕事と不妊治療の両立に向けた理解が進み、安心して不妊治療に取り組むことができる状況をめざします。

目標項目	現状値	令和6年度
県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数	17市町 (令和元年度)	29市町
不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合	48.6% (令和元年度)	60%

(主な取組内容)

- 相談や情報提供
- 経済的支援
- 不妊治療と仕事の両立支援
- 妊孕性温存治療費助成

6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもや子育てに関する全ての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが進んでいる状況をめざします。

目標項目	現状値	令和6年度
母子保健コーディネーター養成数（累計）	132人 (平成30年度)	295人
産婦健診・産後ケアを実施している市町数	19市町 (令和元年度)	29市町

(主な取組内容)

- 市町の母子保健サービスの取組支援
- 市町の産婦健診および産後ケアの取組支援

7 周産期医療体制の充実

必要な産婦人科医、小児科医、助産師等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整っていると同時に、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、中等度以上のリスクの出産は周産期母子医療センターで行うといった機能分担、連携体制が構築されている状況をめざします。

また、産婦人科医と小児科医、保健師、助産師、看護師等が密接に連携し、妊娠から出産、産後まで途切れることなく適切な対応が行われている状況をめざします。

目標項目	現状値		令和6年度
周産期死亡率（県）	2.9 （平成30年）	▶	※ 令和5年度の 目標値：3.0
妊産婦死亡率（県）	7.8 （平成30年）	▶	0.0

※第7次三重県医療計画（平成30年度～令和5年度）による目標値としています。
なお、周産期死亡率の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。

（主な取組内容）

- 人材の育成・確保
- 医師不足や地域偏在の解消
- 病院と診療所の適切な機能分担、連携体制の構築

8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援

就学前の教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所等への入所希望がかなえられ、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境をめざします。また、放課後児童対策や、病児・病後児保育の取組が推進され、地域のニーズや実情に応じた子育て支援が提供されることにより、安心して子育てができる体制が整っている状況をめざします。

さまざまな主体が、子どもの育ちや子育て家庭の支援のために活動するとともに、地域社会のつながりの中で、家庭教育応援の取組がなされている状況をめざします。

目標項目	現状値		令和6年度
保育所等の待機児童数（県）	109人 （平成30年度）	▶	0人
放課後児童クラブの待機児童数（県）	55人 （令和元年度）	▶	0人
県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数	4市町 （令和元年度）	▶	29市町

（主な取組内容）

- 保育人材確保と質の向上
- 放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実
- 幼児教育の充実
- 家庭教育の充実
- 低年齢児保育の充実
- 病児・病後児保育の充実
- 企業・団体と連携した子育て等支援

9 男性の育児参画の推進

職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まり、育児に積極的に関わる男性が増えているとともに、家事・育児時間が増えている状況をめざします。

目標項目	現状値	令和6年度
男性の育児休業取得率（育児休業制度を利用した従業員の割合（県、男性））	4.4% （平成30年度）	13%
「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業・団体数	100企業・団体 （平成30年度）	200企業・団体

（主な取組内容）

- 普及啓発、情報提供 「みえの育児男子プロジェクト」ほか
- 企業等への働きかけ 「みえのイクボス同盟」加入促進ほか

10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援

発達支援が必要な子どもが健やかに成長できるよう、市町や福祉、医療、保育・教育など関係機関との連携により途切れのない支援体制が構築されている状況をめざします。

医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、市町や福祉、医療、保健、保育、教育等の関係機関が連携し、医療的ケアが提供できる福祉施設や医療機関等が拡充することにより、支援が適切に提供されている状況をめざします。

目標項目	現状値	令和6年度
「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合（県）	53.8% （平成30年度）	67.5%
医療的ケア児・者コーディネーター養成研修修了者数（累計）	71人 （令和元年度）	171人

（主な取組内容）

<発達支援が必要な子どもへの支援>

- 市町の取組支援
- 発達障がい児等に対する支援ツールの導入促進
- 発達障がい児の早期診療を可能とする体制整備
- 特別支援学校のセンター的機能による地域支援

<医療的ケアが必要な子どもへの支援>

- 医療従事者や介護職員等のスキルアップに係る支援
- コーディネーター（相談支援専門員等）の養成
- 地域ネットワーク支援およびスーパーバイズ機能の構築・推進
- 福祉施設での受入れに係る支援
- 地域での受入体制づくりの促進
- 相談体制の整備

11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

誰もが働き続けられる職場環境づくりに向けて、企業、経済団体、労働団体、行政等が主体的に取り組むことにより、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わりなく、意欲や能力を十分発揮していきいきと働いているとともに、多くの県民が家庭生活も充実し、仕事と生活を調和させている状況をめざします。

目標項目	現状値	令和6年度
多様な就労形態を導入している県内事業所の割合	72.6% (平成30年度)	83.6%

(主な取組内容)

- 働き方改革や健康経営の推進
- 女性の就労支援
- 職業生活等における女性活躍の促進
- ハラスメントのない職場づくり

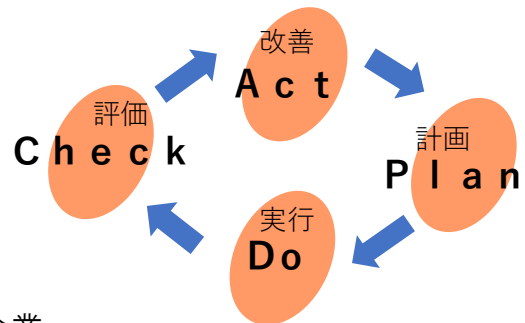
計画を推進するために

● 三重県少子化対策推進県民会議



子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等の協力を得ながら取組を進めるとともに、さまざまな主体で構成される「三重県少子化対策推進県民会議」に取組の進捗状況等に関して報告し、取組の改善方策等について検討いただきます。

● PDCAサイクルに基づく進行管理



子どもや子育てにかかる事業に「子ども基金」を活用しています

子どもが未来に向かって、不安や葛藤を乗り越え、チャンスをつかみ、希望をかなえるための挑戦を持続的に支援できるよう、平成30(2018)年4月に「三重県子ども基金」を創設しました。

基金の財源は、法人県民税の超過課税で得られた税金の一部や県民および企業、団体からいただいた寄附です。これらを積み立てて社会全体で子どもを応援していくための財源を安定的に確保し、少子化対策をはじめ、子どもの貧困対策、児童虐待の防止、待機児童の解消、社会的養育の推進などを対象とした事業に活用しています。

第二期

希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン

概 要

三重県子ども・福祉部少子化対策課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

T e l : 059-224-2404

F a x : 059-224-2270

E-mail : shoshika@pref.mie.lg.jp

子ども・結婚・妊娠・子育てなどのライフステージにあわせた情報や子育て家庭応援クーポンなどの情報は

みえ 子ども スマイルネット

<http://www.shoshika.pref.mie.lg.jp/>